

塩尻市 障がい者福祉制度 のしおり



令和7年度

塩尻市役所（塩尻市福祉事務所）
健康福祉部 福祉支援課 障がい福祉係
塩尻市大門七番町3番3号（保健福祉センター1階）
◆電話：(代)0263-52-0280
◆内 線：2115・2116・2123
◆F a x：0263-52-7732
◆Email：shogaifukushi@city.shiojiri.lg.jp

令和7年4月1日更新

塩尻市「障がい者福祉制度のしおり」について

「障がい者福祉制度のしおり」は、主な福祉制度の内容を掲載しています。内容によっては、該当する障害程度の目安を表したものもありますが、制度の詳細は担当窓口でお確かめください。

このほかにも障がい者福祉に関する制度がありますので、担当窓口へお気軽にお問い合わせください。

目 次

福祉制度の早見表	1
1 年金・手当等	
(1) 障害基礎年金	3
(2) 特別障害者手当	3
(3) 障害児福祉手当	4
(4) 重度心身障害者福祉年金	4
(5) 重度心身障害者家庭介護者慰労金	4
(6) 特別児童扶養手当	5
(7) 児童扶養手当	5
(8) 心身障害者扶養共済	6
(9) 難病患者見舞金	6
2 医療・補装具・日常生活用具	
(1) 後期高齢者医療保険	6
(2) 福祉医療費の給付	7
(3) 自立支援医療の給付	7
(4) 補装具の交付と修理	8
(5) 日常生活用具の給付	9
3 障害福祉サービス	
(1) 利用の流れ	13
(2) サービスの内容	14
(3) その他	15
4 在宅生活の支援	
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	16
(2) 日中一時支援事業	16
(3) タイムケア事業	16
(4) 地域活動支援センター	16
(5) 訪問入浴サービス事業	17
(6) 障がい者にやさしい住宅改良促進事業	17

(7) 強度行動障害児者住宅改良促進事業	17
(8) 身体障害者自動車改造費助成事業	17
(9) 身体障害者自動車運転免許取得助成事業	18
(10) ストマ使用者助成事業・腹膜透析助成事業	18
(11) 公営住宅の優先入居	18
5 移動支援等	
(1) 移動支援事業	19
(2) 通所・通園・通院等推進事業	19
(3) 福祉自動車・介護用車いすの貸出	19
(4) タクシー利用料金助成事業	20
(5) タクシー運賃の割引	20
(6) 鉄道運賃の割引	21
(7) バス運賃の割引	21
(8) 有料道路通行料金の割引	22
(9) 国内線航空運賃の割引	23
(10) 信州パーキング・パーミット制度	23
(11) 駐車禁止規制の適用除外	23
6 税金	
(1) 所得税、市・県民税に関する所得控除	24
(2) 自動車税、軽自動車税の減免	24
(3) 利子等の非課税	24
7 その他	
(1) NHK放送受信料の減免	25
(2) ヘルプマーク	25
(3) F A Xからの119番通報	25
(4) NET119緊急通報システム（聴覚障害者等特定）	26
(5) 言語及び聴覚障害者F A X110番・110番アプリ	26
(6) 日常生活自立支援事業	27
(7) 生活福祉資金の貸付	27
(8) 避難行動要支援者の登録	27
(9) ごみ袋の支給	28
(10) 図書館の資料提供サービス	28
(11) 携帯電話基本使用料等の割引	28
(12) 青い鳥郵便葉書の無償配布	28
8 相談	
(1) 行政機関等の相談窓口	29
(2) 障がい者総合相談支援センター	30
(3) 障がい者就業・生活支援センター	30

福祉制度の早見表

制度の名称		障害の区分 等級		身体障害者						知的障害者				精神障害者			該 当 ペー ジ
										第1種		第2種					
				1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3	
年金・手当等	障 害 基 礎 年 金	※手帳等級に関係なく、年金の障害等級表1・2級に該当する方													3		
	特 別 障 害 者 手 当	△	△	△				△				△			3		
	障 害 児 福 祉 手 当	△	△					△				△	△		4		
	重 度 心 身 障 害 者 福 祉 年 金	○	○					○	○			○	○		4		
	重度心身障害者家庭介護者慰労金	△	△	△				△				△			4		
	特 別 児 童 扶 養 手 当	○	○	○	△			○	○	○	△	○	○	△	5		
	児 童 扶 養 手 当	○	○	○				○	○			○	○		5		
	心 身 障 害 者 扶 養 共 済	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6		
	難 病 患 者 見 舞 金	※ 等級に関係なく、特定疾患に該当する方													6		
医療等	後 期 高 齢 者 医 療 保 険	○	○	○	△			○	○			○	○		6		
	福 祉 医 療 費 の 給 付	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	7		
	自 立 支 援 医 療 の 給 付	○	○	○	○	○	○					○	○	○	7		
	補 装 具 の 交 付 と 修 理	○	○	○	○	○	○								8		
	日 常 生 活 用 具 の 給 付	○	○	○	○	○	○	△	△			△			9		
障 害 福 祉 サ ー ビ ス		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13		
在宅生活の支援	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	△	△	△	△	△	△								16		
	日 中 一 時 支 援 事 業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16		
	タ イ ム ケ ア 事 業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16		
	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16		
	訪 問 入 浴 サ ー ビ ス 事 業	○	○												17		
	障がい者にやさしい住宅改良促進事業	○	○	○	△	△	△								17		
	強度行動障害児者住宅改良促進事業							△	△	△	△				17		
	自 動 車 改 造 費 助 成 事 業	○	○	○	○	○	○								17		
	自 動 車 運 転 免 許 取 得 助 成 事 業	○	○	○	○	○	○								18		
	ストマ使用者助成事業・腹膜透析助成事業	△		△	△										18		
	公 営 住 宅 の 入 居	○	○	○	○			○	○	○		○	○		18		
移動支援等	移 動 支 援 事 業	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	19		
	通 所 ・ 通 園 ・ 通 院 等 推 進 事 業	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	19		
	福祉自動車・介護用車いすの貸出	△	△	△	△	△	△								19		
	タ ク シ ー 利 用 料 金 助 成 事 業	○	○					○	○	○	○	○	○		20		
	タ ク シ ー 運 賃 の 割 引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	20		
	鉄 道 運 賃 の 割 引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				21		
	バ ス 運 賃 の 割 引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	21		
	有 料 道 路 通 行 料 金 の 割 引	○	○	○	○	○	○	○	○						22		
	航 空 運 賃 の 割 引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23		
	信州パーキング・パーミット制度	◎	◎	△	△	△	△	◎	◎			◎			23		
	駐 車 禁 止 規 制 の 適 用 除 外	△	△	△	△	△		◎				◎			23		

※ ◎・・・該当するもの ○・・・該当するが要件があるもの △・・・障がいの区分等により一部該当するもの
制度の詳細については、本文をご覧ください。

制度の名称 等級		障害の区分 身体障害者						知的障害者				精神障害者			該 当 ペー ジ
								第1種		第2種					
		1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3	
税金	所得税、市・県民税に関する所得控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	24
	自動車税、軽自動車税の減免	○	○	△	△	△	△	○	○			○			24
	利子等の非課税（障害者マル優）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	24
その他	N H K 放送受信料の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
	ヘルプマーカー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
	FAXからの119番通報	△	△	△	△	△	△								25
	NET119緊急通報システム（聴覚障害者等特定） ※Web119システムの新規登録は終了しました。	△	△	△	△	△	△								26
	言語及び聴覚障害者ファクス110番・110番アプリ	△	△	△	△	△	△								26
	日常生活自立支援事業							○	○	○	○	○	○	○	27
	生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
	避難行動要支援者の登録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
	ごみ袋の支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28
	図書館の資料提供サービス	△	△	△	△	△	△								28
	携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28
青い鳥郵便葉書の無償配布	◎	◎					◎	◎						28	
相談	行政機関等の相談窓口	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	29
	障がい者総合相談支援センター	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	30

※ ◎・・・該当するもの ○・・・該当するが要件があるもの △・・・障がいの区分等により一部該当するもの
制度の詳細については、本文をご覧ください。

※ 世帯や所得の変化により、要件に該当する・しないが変わる可能性がありますので、ご注意ください。

1 年金・手当等

(1) 障害基礎年金

初診日において、次の要件を全て満たす方に障害基礎年金が支給されます。

要件	①	国民年金に加入中の方、20歳前の方、若しくは日本に居住している60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない方。 ※初診日において65歳以上の場合は対象外です。 ※老齢基礎年金を繰り上げて受給されている方を除きます。		
	②	初診日の前日において、初診日の属する月の2か月前までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。 ただし、令和8年3月末までの初診日の傷病については、初診日の前日において、初診日がある2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。 ※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。		
	③	障害認定日（原則として初診日から1年半を経過した日。ただし、障害認定日以降に20歳の誕生日を迎えた場合、20歳誕生日の前日）に、一定の障害（注1）の状態にあること。		
年金額	年額 （令和7年度）	等級	昭和31年4月1日以前 にお生まれの方	昭和31年4月2日以降 にお生まれの方
		1級	1,036,625円	1,039,625円
		2級	829,300円	831,700円
	加算額（注2） （子の人数により加算）	2人目の子まで	1人につき	239,300円
		3人目以降の子	1人につき	79,800円

※（注1）国民年金法による障害等級表1、2級に該当するもの

※（注2）加算額は、障害基礎年金の受給者に生計を維持されている子がいる場合に加算されます。なお、子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にある子です。

※20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。

◆窓 □ 市民課 国保年金係（内線：1125～1128 FAX:0263-52-0280）

(2) 特別障害者手当

20歳以上であって、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい者に支給されます。

◆支給金額 月額29,590円

5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給

◆障害程度 国民年金法による障害等級表1級程度の障がい重複する方又はこれと同等程度以上の方

◆支給制限 ・施設等に入所したとき又は継続して3か月を超えて入院したとき
・本人又は扶養義務者の所得が一定額（限度額）を越えたとき

◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係（内線:2164～2166 FAX:0263-52-7732）

(3) 障害児福祉手当

日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

- ◆支給金額 月額16,100円
5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 身体障害者手帳1級、2級(一部)程度、知能指数おおむね20以下程度及び精神障がいのある方
- ◆支給制限
 - ・施設等に入所したとき
 - ・本人又は扶養義務者の所得が一定額(限度額)を越えたとき
 - ・障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(4) 重度心身障害者福祉年金

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2又は精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかの手帳を保有する障がい者又は特別児童扶養手当1級に該当する障がい児で、次の支給要件に該当する方に支給されます。

- ◆支給要件
 - ①施設に入所していないこと
 - ②市内に引き続き3か月以上住所を有していること
 - ③障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当を受給していないこと
 - ④障がい者本人及び生計を一にする同居親族が、市民税非課税であること

※障がい者本人が20歳以上の場合に限ります。
- ◆支給金額 年額48,000円(20歳未満)
年額36,000円(20歳以上)
7月、11月、3月に前月までの4か月分を支給
- ◆窓 □ 福祉支援課 福祉給付係
(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(5) 重度心身障害者家庭介護者慰労金

重度心身障がい者と同居し、前年の11月1日から当該年の10月31日までの間に180日以上在宅で介護している方に支給されます。

- ◆支給要件
 - ・特別障害者手当の対象又はこれと同等程度以上の障がいがある者と同居している方
 - ・180日以上在宅で介護している方
- ◆支給金額 年額80,000円(12月に支給)
※要介護者が死亡した場合、90日以上在宅で介護していた方に年額40,000円を支給。
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(6) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある在宅の児童(20歳未満)を監護する父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

- ◆障害程度 1級…おおむね身体障害者手帳 1・2級又は療育手帳A1、A2
 2級…おおむね身体障害者手帳 3級又は4級の一部、療育手帳B1
 (他にも該当になる場合あり)
- ◆支給金額 1級…障がい児1人につき 月額56,800円
 2級…障がい児1人につき 月額37,830円
 ※4月、8月、11月に4か月分を支給します。
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

(7) 児童扶養手当

- ◆受給資格者 次の条件にあてはまる18歳に達した年の年度末までの児童を監護している父、母や、父、母にかわってその児童と同居し、養育している人です。なお児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上の障がいを有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。
 - ・父母が離婚した後、父または母と別れて生活している児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障がいの状態にある児童
 - ・1年以上にわたり、父または母が法令により拘束されている児童
 - ・父または母が生死不明の児童
 - ・1年以上にわたり、父または母から遺棄されている児童
 - ・母が婚姻によらないで生まれた児童
 - ・父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護命令を受けた児童

◆手当の額

区 分	月 額	児童加算額
		第2子以降1人につき
全部支給の場合	45,500円	10,750円
一部支給の場合	所得額に応じて 45,490~10,740円	所得額に応じて 10,740~5,380円

※一定の所得以上の方には支給されません。また、一部支給は所得に応じて月額45,490円から10,740円まで10円きざみの額です。ただし次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ・児童が施設等に入所等している場合
 - ・児童が父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき
 - ・日本国内に住所がない場合など
- ◆支 給 月 5月・7月・9月・11月・1月・3月
 - ◆窓 □ こども未来課こども未来応援係(直通:52-7313)(FAX:52-0642)

（８）心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している方に万一のことがあった場合、残された障がい者に対して年金を終身支給する制度です。

- ◆加入要件 身体障害者（手帳１～３級）、知的障がい者、精神障がい者を扶養する保護者（県内在住 65 歳未満）※健康状態等の要件有り。
- ◆掛 金 加入年齢により、１口月額 9,300 円～23,300 円（上限 2 口）
※ 4 月 1 日時点での年齢です。2 月ごろに切り替わりますので、ご注意ください。
※ 世帯所得等に応じた減免（県の制度）、掛金の補給金制度があります（市の制度）。
- ◆支給金額 ・ 年金月額 20,000 円（１口）
・ 1 年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき
【弔慰金】50,000 円～250,000 円（１口）
・ 5 年以上加入し脱退したとき
【脱退一時金】75,000 円～250,000 円（１口）
- ◆窓 口 福祉支援課障がい福祉係（内線：2115～2116 FAX:0263-52-7732）

（９）難病患者見舞金

塩尻市に引き続き 1 年以上住所を有し、県で発行している特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、長野県特定疾病医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に見舞金を支給します。

- ◆支給金額 10,000 円
- ◆申請期間 1 月～2 月末
- ◆窓 口 福祉支援課福祉給付係（内線：2164～2166 FAX:0263-52-7732）

2 医療・補装具・日常生活用具

（１）後期高齢者医療保険（65 歳以上の一定の障がいのある人）

65～74 歳で一定の障がいのある人は、後期高齢者医療に加入できます。加入すると、現在加入中の健康保険より医療機関等の窓口での負担割合が低くなる場合があります。ただし、世帯構成によっては保険料が高くなる場合もあります。加入を希望する人は、事前にご相談のうえ、申請してください。なお、加入は長野県後期高齢者医療広域連合の認定後、申請日からとなります。さかのぼっての認定はできません。

- ◆申請ができる人 65～74 歳で次のいずれかに該当する人
 - 身体障害者手帳の 1～3 級または 4 級の一部の人
 - 精神障害者保健福祉手帳の 1、2 級の人
 - 療育手帳の A（重度）の人
 - 国民年金などの障害年金 1、2 級を受給している人
- ◆必要書類
 - 本人確認書類（運転免許証またはマイナンバーカードなど）
 - 各種障害者手帳または障害年金証書など
- ◆窓 口 市民課 国保年金係（0263-52-0772）

(1) 福祉医療費の給付

医療機関、薬局等の窓口で支払った保険適用診療の自己負担分の一部を助成します。

- ◆対 象
- ・身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・65 歳以上で、国民年金法施行令別表に定める程度の障がいの状態にある方
 - ・戦傷病者手帳特別項症～第 4 項症をお持ちの方
 - ・身体障害者手帳 4 級以下で常時介護を必要とする 20 歳以上の方
 - ・特別児童扶養手当に該当する障がい児
- ※18 歳以上の方は所得制限があります。
※身体障害者手帳 4 級は本人が所得税非課税である場合に限りです。
※上記対象の外に、高校 3 年生（18 歳）までの児童、18 歳未満の児童を養育する母子・父子家庭、父母のいない 18 歳未満の児童も対象となります。
詳しくは、窓口にお問い合わせください。
- ◆助 成 額
- 医療機関、薬局等の窓口で支払った保険適用診療の自己負担分から受給者負担金（医療機関等が作成した診療報酬明細書ごと 500 円）を差し引いた額
- 加入医療保険による高額療養費等の給付を受ける場合は、その額も差し引いた額
- ◆そ の 他
- 障害者手帳交付月の 1 日から対象になります。
- ◆窓 口
- 福祉支援課 福祉給付係
(内線：2164～2166 FAX:0263-52-7732)

(2) 自立支援医療の給付

身体上の障がいを取り除いたり、程度を軽くするために必要な医療を給付します。

- ア 更生医療…18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、その障がいを軽くしたり、取り除いたりして、職業能力の増進や日常生活を容易にするための医療給付です。
- イ 育成医療…障がいや病気のある 18 歳未満の児童に対して、早期治療を施し、将来生活をしていくために必要な能力をもたせるための医療給付です。なお、身体障害者手帳は必要ありません。
- ウ 精神通院医療…精神疾患を患っている方が、その疾患を治療するために通院するための医療給付です。精神障害者保健福祉手帳は必要ありません。
- ◆自己負担
- 原則 1 割（所得状況に応じて月の負担上限額が設けられています）
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。
- ◆窓 口
- 福祉支援課 障がい福祉係
(内線：2115・2116・2123 FAX:0263-52-7732)

(3) 補装具の交付と修理

身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等の方は、障がいの内容や程度により、補装具の交付又は修理が受けられます。種目により、県の判定や担当医の意見書が必要な場合があります。購入前に申請が必要です。事前に担当にご相談ください。

種目	名 称			耐用年数	種目	名 称			耐用年数	
義肢(義足・義手)					～5	車いす	リクライニング式前方大車輪型			6
装具(下肢・上肢・体幹・靴型)					～3		片手駆動型			
姿勢保持装置					3		リクライニング式片手駆動型			
視覚障害者安全つえ	普通用	グラスファイバー			2		レバー駆動型			
		木材			5		手押し型A			
		軽金属			5		手押し方B			
	携帯用	グラスファイバー			2		リクライニング式手押し型			
		木材			2		ティルト式手押し型			
	身体支持併用			4	リクライニング・ティルト式手押し型					
義眼	普通義眼			2	電動車椅子	普通型(4.5 km/h)			6	
	特殊義眼					普通型(6.0 km/h)				
	コンタクト義眼					簡易型	切替式 アシスト式			
眼 鏡	矯正眼鏡	6D未満				4	リクライニング式普通型			
		6D以上 10D未満					電動リクライニング式普通型			
		10D以上 20D未満					電動リフト式普通型			
		20D以上					電動ティルト式普通型			
	遮光眼鏡	前掛式					電動リクライニング・ティルト式普通型			
		掛けめがね式					重度障害者用意思伝達装置			
		6D未満			歩行器	六輪型				
		6D以上 10D未満				四輪型(腰掛つき)				
	10D以上 20D未満			四輪型(腰掛なし)						
	20D以上			三輪型						
	コンタクトレンズ			二輪型						
	弱視眼鏡	掛けめがね式				固定型				
		焦点調整式				交互型				
補聴器	高度難聴用ポケット型			5	歩行補助つえ	座位保持椅子(障害児のみ)			3	
	高度難聴用耳かけ型					起立保持具(障害児のみ)				
	重度難聴用ポケット型					頭部保持具(障害児のみ)				
	重度難聴用耳かけ型					排便補助具(障害児のみ)				
	耳あな型(レディメイド)				歩行補助つえ	松葉つえ	木材	A 普通	2	
	耳あな型(オーダーメイド)							B 伸縮		
	骨導式ポケット型					軽金属	A 普通			
	骨導式眼鏡型						B 伸縮			
車椅子	普通型			6	歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ			4	
	リクライニング式普通型					ロフストランド・クラッチ				
	ティルト式普通型					多点杖				
	リクライニング・ティルト式普通型					フラットホーム杖				
	手動リフト式普通型									
	前方大車輪型									

※18歳未満の義肢・装具の耐用年数は、成長に合わせて4か月～1年6か月です。

※原則、65歳以上及び特定疾病による40歳～64歳の介護保険の対象となる方は、介護保険が優先となります。(例：車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえについて、標準的な既製品で対応できる場合)

◆自己負担 課税世帯：1割、非課税世帯：0割

※市民税所得割46万円以上の世帯は制度の対象外です。

※基準額(各種目ごと国が設定)を超えた額は自己負担となります。

◆窓 □ 福祉支援課障がい福祉係(内線：2115・2116 FAX:0263-52-7732)

(4) 日常生活用具の給付

在宅の重度心身障がい者等に対して、日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付します。（市民税所得割 46 万円以上の方は全額自己負担となります。）

※購入前に申請が必要です。事前に担当にご相談ください。

※介護保険に該当される方は、介護保険制度を優先して利用していただきます。

※難病患者により申請される方は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。

◆自己負担 課税の方：1 割、非課税の方：0 割 ※上限額を超えた額は自己負担。

◆窓 □ 福祉支援課障がい福祉係（内線：2115・2116 FAX:0263-52-7732）

種目		対象者		給付限度額 (円)	耐用 年数
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	下肢 2 級以上又は体幹 2 級以上で寝返りや起き上がりができない方、難病患者で寝たきりの状態にある方	学齢児以上	200,000	8
	特殊マット	下肢 2 級以上又は体幹 2 級以上、療育手帳 A 1 で寝たきりの状態にある方又は自力での排泄が困難な方、難病患者で寝たきりの状態にある方	3 歳以上	30,000	5
	エアーマット	下肢 1 級以上又は体幹 1 級以上、難病患者で 1 日の大半を寝たきりで過ごすため、医師により褥瘡予防が必要と認められる方（要意見書）	3 歳以上	100,000	5
	特殊尿器	下肢 1 級以上又は体幹 1 級以上で寝たきりのため下着交換に常時介護を必要とする方、難病患者で自力で排尿できない方	学齢児以上	67,000	5
	入浴担架	下肢 2 級以上又は体幹 2 級以上で入浴にあたって常時介護を必要とする、座位保持もしくは起き上がりのできない方	3 歳以上	82,400	5
	体位変換器	下肢 2 級以上又は体幹 2 級以上で下着の交換等に他人の介助を要する児者、難病患者で寝たきりの状態にある方	学齢児以上	15,000	5
	移動用リフト	下肢 2 級以上又は体幹 2 級以上で、移乗又は立ち上がりのできない方、難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある方	3 歳以上	159,000	4
	訓練いす	下肢 2 級以上又は体幹 2 級以上	3 歳以上 18 歳未満	33,100	5
	訓練用ベッド	下肢 2 級以上又は体幹 2 級以上	6 歳以上 18 歳未満	159,200	8
		難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある方	-		
	入浴補助用具	下肢又は体幹の障がい、難病患者で入浴に介助を要する方	3 歳以上	90,000	8
自立生活 支援用具	便器	下肢 2 級以上又は体幹 2 級以上、難病患者で常時介護を要する方	学齢児以上	21,600	8
	T 字状 棒状のつえ	平衡・下肢・体幹の障がいでは歩行の際につえが必要な方	-	3,150	3
	移動・移乗支援用具 ①スロープ ②手すり ③ボード	平衡・下肢・体幹の障がいでは家庭内の移動等において介助を要する方、難病患者で下肢が不自由な方	3 歳以上	60,000	8

自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡・下肢・体幹の障がいにより転倒の恐れがある方、療育手帳又は精神保健福祉手帳のある方でてんかんの発作等により頻繁に転倒する恐れのある方	-	レディメイド 12,160 オーダーメイド 36,750	3
	特殊便器	上肢２級以上又は療育手帳Ａ１で自分で排便の後始末ができない方、難病患者で上肢機能に障がいがあり自分で排便の後始末ができない方	学齢児以上	151,200	8
	火災警報器	身体２級以上又は療育手帳Ａ１、保健福祉手帳１級で単身世帯、障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	-	15,500 上限２台	8
	自動消火器	身体２級以上又は療育手帳Ａ１、保健福祉手帳１級、難病患者で単身世帯、障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	-	28,700	8
	電磁調理器	視覚２級以上又は療育手帳Ａ１、保健福祉手帳１級で単身世帯、障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	18歳以上	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚２級以上	学齢児以上	7,000	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚２級以上で単身世帯、障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	18歳以上	87,400	10
	特殊食器（皿、スプーン、箸等）	上肢２級以上	6歳以上	10,000	2
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行っている方	-	51,500	5
	酸素ボンベ運搬用具	呼吸器の障がいにより医療保険における在宅酸素療法を行う方	-	17,000	10
	視覚障害者用音声式体温計	視覚２級以上で単身世帯か障がい者のみの世帯に属する方	-	9,000	5
	視覚障害者用体重計		-	18,000	
	視覚障害者用血圧計	視覚２級以上で単身世帯か障がい者のみの世帯に属する方で、疾患上継続して測定が真に必要と医師が認めた方（意思意見書必要）	-	15,000	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器３級以上又は脳原性運動機能障害２級以上、難病患者で人工呼吸器を装着している方 上記に加え、人工呼吸器を装着している方、又は、生命維持のために常時装着が不可欠であると医師が認めた方（人工呼吸器未装着者は、常時装着が必要と明記された医師意見書必要）	-	157,500	8
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器３級以上又は肢体不自由１級の方、音声・言語４級以上又は呼吸器４級、肢体不自由２級、呼吸器以外の内部１級、難病患者で医師により給付が必要と認められた方（意見書必要。喉頭摘出による音声・言語機能障害者の場合は不要）	-	36,000	5
	電気式たん吸引機（ネブライザー兼用機も含む）			56,400	

	正弦派インバーター発電機（ガソリン等で作動する発電機）	在宅で電源を要する医療機器が不可欠な医療的ケア児、呼吸器機能障害４級以上の者又は難病患者 ※人工呼吸器、痰吸引、その他医師が必要と認めた医療的ケアが必要な人が対象です（申請には医師の意見が必要）。	-	100,000	10
	ポータブル電源（蓄電機能を有する電源装置）				
	ＤＣ／ＡＣカーインバーター（自動車用バッテリー等の直流電流を正弦派交流電流に交換する装置）				
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語・肢体不自由で発声発語に著しい障がい有し、口話、筆談、手話等によるコミュニケーションが困難な方	-	98,800	5
	情報・通信支援用具	視覚２級以上でパソコンの使用に特殊なソフトを必要とする方、上肢２級以上でパソコンの使用に特殊な入出力装置を必要とする方	学齢児以上	100,000	3
	点字ディスプレイ	視覚２級以上でコミュニケーション、緊急連絡の手段として必要と認められる方	学齢児以上	383,500	6
	点字器	視覚の障がい点字の利用が可能の方	学齢児以上	10,400	7
	点字タイプライター	視覚２級以上で就学、就労中又は就労見込みの方	学齢児以上	63,100	5
	視覚障害者用ポータブルコーダー	視覚２級以上で文字を読むことが困難な方	学齢児以上	85,000	6
	視覚障害者用活字文章読み上げ装置			99,800	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい文字を読むことが困難な方	学齢児以上（併給不可）	198,000	8
	視覚障害者用音声読書器	視覚障がい文字を読むことが困難な方で視覚障害者用拡大読書器の使用が困難な方		198,000	
	拡大鏡（ルーペ）	視覚障がい文字を読むことが困難な方		7,000	
	音声ICタグレコーダー	視覚２級以上で単身世帯、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	学齢児以上	59,800	8
	地デジ対応ラジオ			29,000	6
	視覚障害者用時計	視覚２級以上	18歳以上	13,300	10
	視覚障害者用置時計			7,500	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚・音声言語の障がい聴覚・音声言語に著しい障がい有し、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要と認められる方	学齢児以上	50,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚の障がい本装置により文字放送の視聴が可能になる方	-	88,900	6

	人工内耳 体外部装置	既に人工内耳を装用している聴覚障害者（児） で医師により給付が必要と認められた方（意見 書が必要となります）	-	200,000	5
	人口内耳イヤモー ルド	現に人工内耳を装用している聴覚障害のある 者	-	9,500	-
	人工喉頭	音声・言語 4 級以上の喉頭摘出者	-	72,200	5
	埋込型人工鼻	音声・言語 4 級以上の咽頭摘出者	-	1 か月 23,760	-
	点字図書	視覚障がい者で点字の利用が可能な方	学齢児以上	墨字出版 図書との 差額分	-
排泄管理支 援用具	紙おむつ等（洗腸 用具、サラシ、ガ ーゼ、尿取りパッ ド、おしり拭き、 保湿剤等衛生用品 を含む）	肢体不自由又はぼうこう・直腸に障がいのある 方、難病患者で次のいずれかに該当する方 ○ストマの著しい変形もしくはストマ周辺の 著しい皮膚のびらんのため、ストマ用装具を装 着できない方 ○二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に 起因する神経障がいによる高度の排尿また排 便機能障がいのある方 ○先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する 高度の排便機能障がいのある方 ○脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿 もしくは排便の意思表示が困難な方で、以下の <u>すべて</u> を満たす方 ①身体障がいの原因が次の疾病等による方（脳 性麻痺、低酸素性脳症、頭蓋内出血、髄膜炎、 脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸） ②上記疾病等の発生時期が 6 歳未満（就学前の 幼児を含む）であった方 ③言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿 もしくは排便の意思表示ができない方 (ア)自力でトイレに行けない (イ)自力で便座（排便補助用具の使用を含む）に 座ることができない (ウ)介助による定時排泄ができない	3 歳以上	1 か月 12,360	-
	蓄尿袋 （関連付属品を含 む）	ぼうこう・直腸・小腸の障がいで、ストマを造 設されている方	-	1 か月 11,639	-
	蓄便袋 （関連付属品を含 む）			1 か月 8,858	
	収尿器	ぼうこうの障がいで脊椎損傷、二分脊椎等によ り、自力での排尿が困難な方	-	8,500	1
住宅改修費	居宅生活動作補助 用具	下肢・体幹・乳幼児期非進行性脳病変による運 動機能障害 3 級以上の方、特殊便器への取替え をする場合は上肢 2 級以上の方。内部障がいに より車イスの給付を受けている方。難病患者で 下肢又は体幹機能に障がいのある方。	学齢児以上 65歳未満	200,000	1 回 のみ

3 障害福祉サービス

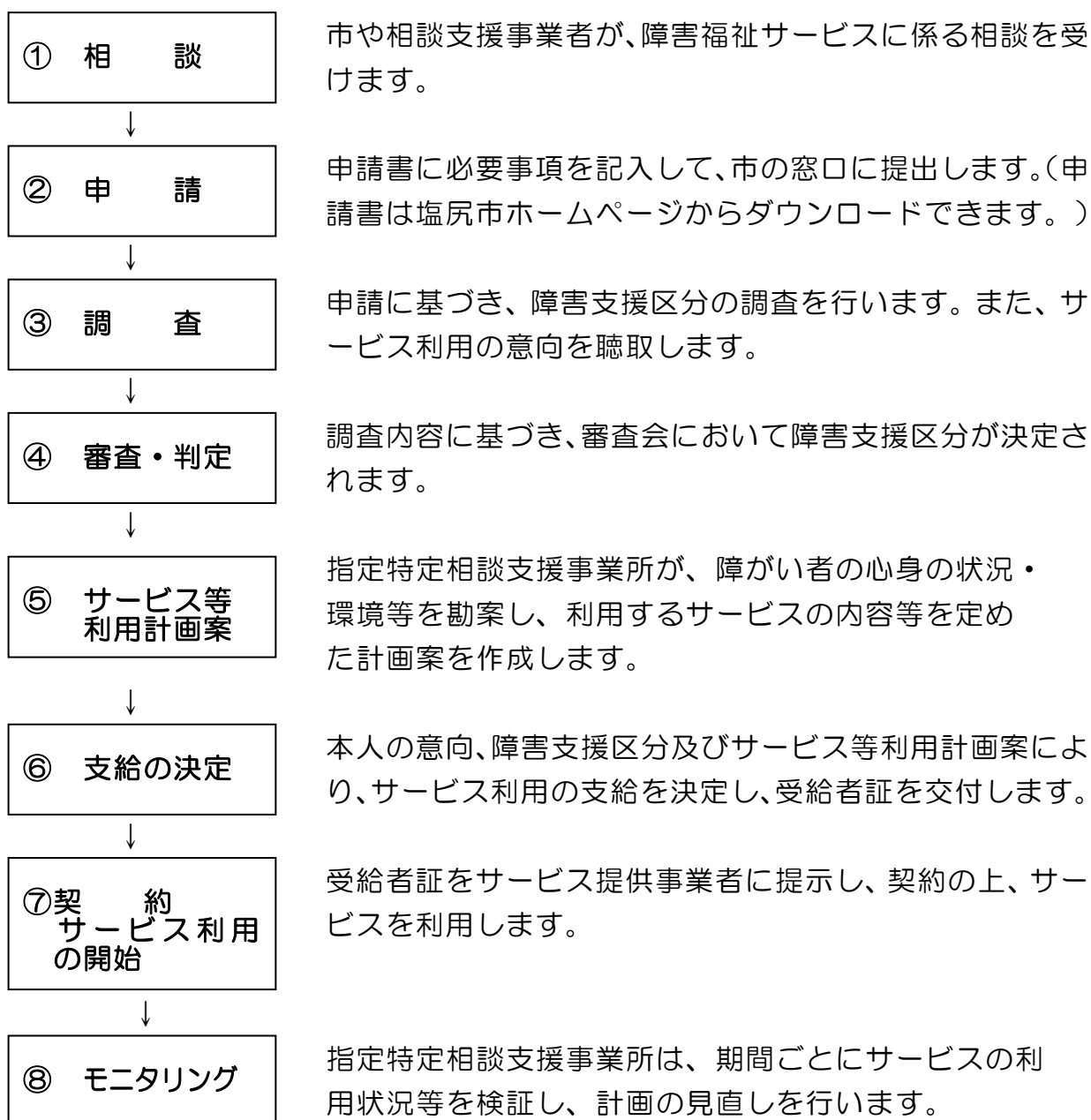
障害者総合支援法による障害福祉サービスが利用できます。

発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等（医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認）も含まれます。

※原則として65歳以上の方は、障害手帳を所持していても、介護保険が優先になります。また、40～64歳の方で、老化が原因とされる特定疾病により、介護が必要であると認定された方（2号）も介護保険が優先となります。

（１）利用の流れ

利用者がサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用します。



(2) サービスの内容

障害福祉サービスには、障害認定の支援区分によって利用できないサービスもありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

① 訪問系サービス（居宅における生活を支援するためのサービス）

サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。
短期入所	自宅で介護を行う方が病気等の場合に短期間、障害者支援施設等で、入浴、排泄、食事の介助などを行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームから単身生活に移行した方や現に単身生活を営む方等に、自立した日常生活を送れるよう、定期的な巡回訪問、相談、助言、各所との連絡調整、情報提供等を行います。

② 日中活動系サービス（日中活動を支援するためのサービス）

サービス名	サービスの内容
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、病院などの施設で、日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
生活介護	常に介護が必要な方に、日中に障害者支援施設等で入浴、排泄、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間、支援計画に基づき行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 （A型、B型）	一般企業等に雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用してから一般企業等に雇用され、6ヶ月経過した方に、以降の就労の継続を図るため、各所との連絡調整、日常生活や社会生活における問題に関する相談や助言等の支援を行います。

③ 居住支援系サービス（夜間の居住を支援するためのサービス）

サービス名	サービスの内容
施設入所支援	施設において夜間における入浴、排泄等の介助や日常生活上の支援等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営む方に住居における相談や、日常生活上の援助を行います。

④計画相談支援

サービス名	サービスの内容
サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

⑤地域相談支援

サービス名	サービスの内容
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活している障がい者等に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、その他必要な支援を行います。

⑥障害児通所支援（児童福祉法）

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行い、保育所の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作、指導、知的技術の付与等の支援を実施します。

⑦障害児相談支援（児童福祉法）

サービス名	サービスの内容
障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※サービス利用計画・モニタリングは特定相談事業者が行いますが、障がい児の入所サービス利用については、専門的な判断を行う必要があるため児童相談所で行います。

(3) その他

- ◆自己負担 原則 1 割負担
ただし、所得状況に応じて、月の負担上限額が設けられています。
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116・2123）

4 在宅生活の支援

障害者総合支援法による障害福祉サービス以外の在宅生活を支援する制度です。

難病患者等（医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認）も対象です。

★印の事業は、塩尻市ホームページから申請書をダウンロードできます。

（１）手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ★

聴覚障がい者の社会生活における相談、公的機関・医療機関等での用務及び集会等におけるコミュニケーション支援のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

- ◆対象者 聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者
- ◆利用方法 派遣申請書を提出します。（FAXでも可）
- ◆自己負担 派遣に伴う自己負担はありません。
- ◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2123 FAX:0263-52-7732）

（２）日中一時支援事業 ★

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に家庭で介護できないときに、施設等で日中の介護が受けられます。

- ◆対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用希望の方は、担当窓口にご利用登録申請をして、施設等と契約をして利用することになります。
- ◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

（３）タイムケア事業 ★

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に介護できないときに、隣人や知人又は指定された団体等の介護が受けられます。

- ◆対象者 在宅の重度心身障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者・児
- ◆利用時間 年360時間以内（送迎時間も含む）
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用者及び介護者の登録を行います。
※障害手帳及び印鑑を窓口へお持ちください。
- ◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

（４）地域活動支援センター ★

通所により、創作活動、生産活動などの共同作業訓練等を行います。随時、見学、体験実習を行っていますので、担当窓口へご相談ください。

- ◆利用方法 市に利用登録申請をします。
- ◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

（５）訪問入浴サービス事業 ★

家庭での入浴が困難な重度身体障がいの方に対して、訪問入浴を行います。

なお、介護保険に該当される方は、原則として介護保険のサービスを優先します。

- ◆自己負担 光熱水費等の実費は自己負担となります。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

（６）障がい者にやさしい住宅改良促進事業

身体障がい者が、日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、トイレ等の改修に要する経費を補助します。

- ◆対象者 身体障害者手帳 1～6 級の 65 歳未満の方で、世帯全員の申請日の属する年度（4～6 月は前年度）における市町村民税の所得割が非課税の方（ただし、4～6 級は独居者又は常時介護する者がいない方に限る）
- ◆補助金額 70 万円以内（自己負担を含む、日常生活用具給付事業及び介護保険による「住宅改修費」該当分を除く）
- ◆自己負担 原則 1 割負担
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

（７）強度行動障害児者住宅改良促進事業

在宅で生活する一定以上の行動障害がある児、者の住宅に対して、障がいの特性に応じた居室等の改修に要する経費を補助します。

- ◆対象者 障害認定区分が 3 以上で、その区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が 10 点以上の方が住む世帯で、世帯全員の申請日の属する年度（4～6 月は前年度）における市町村民税の所得割が非課税の方
- ◆補助金額 90 万円以内（自己負担を含む）
- ◆自己負担 原則 1 割負担
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

（８）身体障害者自動車改造費助成事業

身体障害者手帳をお持ちの方が自動車を改造する場合、改造に要する経費を助成します。改造前に必ず担当窓口にご相談ください。

- ◆要件 自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することによって、社会参加が見込まれる方
- ◆助成金額 改造費に要した経費（10 万円を限度）
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）

（９）身体障害者自動車運転免許取得助成事業

身体障害者手帳をお持ちの方が自動車の運転免許を取得する場合、その取得に要する経費の一部を助成します。教習所へ申込をする前に、必ず窓口へご相談ください。

- ◆要件 自動車運転免許を取得することにより、社会参加が見込まれる方
- ◆助成金額 免許取得に要した経費の 2/3（10 万円を限度）
- ◆窓口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115～2116）
- ◆その他 予備適性検査については、中南信運転免許センター
（電話：0263-53-6611）へお問い合わせください。

（10）ストマ使用者助成事業・腹膜透析助成事業

ストマ用装具を使用している方及び腹膜透析を行っている方に対して、経済的援助を図るため、助成制度を設けています。

◆対象者および助成金額

【ストマ使用者】

- ・身体障害者手帳（ぼうこう・直腸機能障がい）をお持ちで、日常生活用具の給付制度を利用して購入したストマ用装具を使用している方
- ・1 か月の自己負担に対し助成（月 4,300 円を限度）

【腹膜透析】

- ・身体障害者手帳（じん臓機能障がい）をお持ちで、腹膜透析を行っている方
- ・衛生材料に要した経費の 1/2 を助成（月 1,000 円を限度）

- ◆その他 申請には、領収書（原本）が必要になります。
- ◆窓口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115～2116）

（10）公営住宅の入居

障害者手帳をお持ちの方又はその方と同居する世帯は、優先的に入居できるよう配慮した入居者選考制度が設けられています（県営住宅のみ）。また、障害者手帳をお持ちの方は、60 歳未満でも単身で入居できる場合があります。

公営住宅の一部には身体障害者専用にはバリアフリー等に配慮した部屋が設けられています。

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

◆窓口 【市営住宅等管理窓口】

長野県住宅供給公社塩尻管理センター（総合文化センター 1 階）
（電話：0263-87-7420）

【県営住宅】

長野県住宅供給公社松本事務所 松本市大字島立 988-1
（電話：(代)0263-47-0240）

5 移動支援

★印の事業は、塩尻市ホームページから申請書をダウンロードできます。

(1) 移動支援事業 ★

在宅の障がい児・者の外出を支援するため、ヘルパーが付き添うなどの移動支援が受けられます。（ただし、通学、通所、通勤など恒常的な利用はできません。）

対象となる方は、障害者手帳、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。

利用希望の方は、担当窓口にご利用登録申請をして、事業所等と契約をして利用することになります。

- ◆対 象 者 外出などの移動に際し、支援が必要な身体障がい者、知的障がい者
精神障がい者、難病の方、障がい児
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）
（FAX:0263-52-7732）

(2) 通所・通園・通院等推進事業

心身障害者施設等へ通所、通園する世帯及び人工透析治療のために通院する方に対して交通費を助成します。

- ◆対象経費 ア 自家用車又は公共交通機関を利用して、障害児通園施設等へ通所、通園するために必要な経費のうち、1か月2,000円を超える額
- イ 自家用車又は公共交通機関を利用して、人工透析治療のため病院等へ通院するために必要な経費
- ウ 県内の心身障がい児・者施設入所者の保護者が帰省、面会時に利用する有料道路の通行料金
- ◆助成内容 対象経費の1／2以内（イは6万円、ウは4万円が上限）
- ◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）
（FAX:0263-52-7732）

(3) 福祉自動車・介護用車いすの貸出

次の要件に該当する方に、車いすに乗ったまま、自動車後部に乗車できる自動車と介護用車いすを貸し出しています。

- ◆対象要件
 - ・市内に在住又は家族が在住
 - ・車いすでの介助を要し、自力での外出が困難な方
- ◆利用方法 予約及び申請が必要になります。
- ◆窓 口 塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター
（内線：2212・2213 直通電話：0263-52-2795）

(4) タクシー利用料金助成事業 ★

自動車税、軽自動車税の減免を受けていない世帯で、次の要件に該当する方は、タクシー利用料金助成制度を利用できます。（要件のうち、いずれか 1 つに該当していれば申請できます。）

- ◆要件
 - ① 身体障害者手帳 1，2 級をお持ちの方であって、下肢、体幹機能障がい若しくは視覚障がいの方（個別等級）
 - ② 療育手帳をお持ちの方
 - ③ 上記以外の身体障害者手帳 1、2 級（総合等級）又は精神障害者保健福祉手帳 1、2 級に該当し、世帯に自家用車をお持ちでない方（民生委員等による証明（署名）が必要になります。）
 - ④ 重度心身障害者
- ◆内容
 - （1）通常タクシー（要件①～③に該当する方）
500 円分の助成券を年間最大 30 枚交付
 - （2）寝台タクシー（要件④に該当する方）
1 回あたりの乗車運賃の半額（上限 8，000 円）を年間最大 24 回まで償還払いにより支給（支給には寝台タクシー利用前の事前申請が必要です）
- ※年度途中に申請があった場合は、申請月以降の該当枚数を交付又は回数分を支給します。
- ◆利用範囲 通常タクシー助成券を利用できるタクシー会社（次の市内業者のみ）
美勢タクシー（株）・アルピコタクシー（株）塩尻営業所・平成交通（有）
※寝台タクシーは、市内・市外の業者を問わずご利用いただけます。
- ◆申請方法 障害者手帳、印鑑をお持ちください。
- ◆窓口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）
(FAX:0263-52-7732)

(5) タクシー運賃の割引

障害者手帳をお持ちの方は、タクシー運賃の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は対象外です。

- ◆対象者 療育手帳をお持ちの方
身体障害者手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（一部事業者のみ）
- ◆割引率 1 割
- ◆適用範囲 長野県内（県外については、乗車時にご確認ください。）
- ◆利用方法 乗車時に、運転手へ手帳を必ず提示し、適用になるか確認してご乗車ください。

(6) 鉄道運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、鉄道運賃の割引があります。JR の割引率等は、次のとおりです。

	第 1 種	第 1 種・第 2 種	
	介護者と乗車 単独では割引なし	片道 100 km を超え て単独で乗車	12 歳未満の方が 介護者と乗車
普通乗車券	本人介護者とも 5 割引	5 割引	
定期乗車券	//		介護者のみ 5 割引
普通回数乗車券・急行券	//		

- ◆利用方法 手帳を提示して駅の窓口で購入してください。
- ◆そ の 他 第 1 種、第 2 種の区分は手帳に記載されています。
 ※身体障害者は、第 1 種がおおむね重度の方、第 2 種が中・軽度の方
 ※知的障がい者は、第 1 種が A1・A2、第 2 種が B1・B2 の方
 ※精神障害者は、第 1 種が 1 級、第 2 種が 2・3 級の方
- ◆窓 口 JR 各駅窓口
- ◆私 鉄 等 JR に準じた割引制度がありますが、詳しい内容は私鉄各社へお問い合わせください。

(7) バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次のとおりバス運賃の割引があります。なお、のるーと塩尻を除き、地域振興バスは対象になりません。

区 分	適応範囲	割引率
普通乗車券	単独又は介護者と乗車する場合	5 割引
定期乗車券	//	3 割引
のるーと塩尻	//	大人のみ 5 割引

- ◆適用範囲 割引対象とする障がいの種別、介護者の必要性については、各バス会社の判断によります。
 各バス会社によって割引制度が異なることがありますので、詳しくはバス会社へお問い合わせください。
- ◆利用方法 乗降車時に運転手に障害者手帳を提示してください。
- ◆そ の 他 回数券、高速バスの割引等については、利用するバス会社へお問い合わせください。

(8) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、次の要件に該当する場合には、有料道路通行料金の割引があります。

適応範囲	障害区分	自動車の範囲	割引率
自ら運転する場合	全ての身体障害者	障害者本人又はその家族等が所有する車	5割引
介護者が運転する場合	第1種身体障害者 第1種知的障害者	障害者本人、その家族等又は介護者が所有する車	

- ◆利用方法 市窓口で、障害者手帳に自動車登録番号等の記載を受け、利用時に料金所で手帳を提示してください。ETC 利用の場合は、市窓口であらかじめ所定の手続きを行うと、割引が適用になります。詳しい割引内容は、有料道路 ETC 割引登録係へお問い合わせください。(045-477-1233、平日9時～17時)
- ◆注意事項
 - ・日本高速道路㈱、道路公社、自治体が管理する高速道路及び一般有料道路以外では割引対象とならない場合がありますので、料金所等でご確認ください。
 - ・ETC 無線通行を希望する場合は、障害者手帳に記載されている自動車登録番号の車両以外は適用になりません。
 - ・介護者が運転する場合は、自動車登録番号等の記載がある「道路介護」のシールを障害者手帳に貼付することが必要になります。(第1種の手帳をお持ちの方のみ)
 - ・有効期限がありますので、その都度更新の手続きが必要となります。
 - ・ETC 利用の場合、ETC 割引と障害者による割引は、重複して受けることができません。割引後の料金を比較して安いほうの料金が適用されます。
 - ・営業車は対象となりません。
- ◆実施主体 日本高速道路㈱等高速道路等の管理者
- ◆受付窓口 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116・2123)
(FAX:0263-52-7732)
- ◆申請手続 窓口に申請書があります。障害者手帳、車検証、運転免許証(本人運転の場合)をお持ちください。
※ETC ご利用の場合は、上記に加えて ETC カード(本人名義)、ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等をお持ちください。

(9) 国内線航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と当該手帳所持者の介護者（１名まで）の方は、定期航空路線の国内線航空運賃の割引があります。

- ◆航空会社 日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウィングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、新中央航空(株)、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエントルエアブリッジ(株)、天草エアライン(株)
※各航空会社により割引対象となる方や割引率は異なりますので、詳しくはそれぞれの航空会社にお問い合わせください。
- ◆利用方法 航空券を購入する際に、各航空会社へ障害者手帳を提示してください。

(10) 信州パーキング・パーミット制度

障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たしている場合は、公共施設や店舗など障がい者等用駐車区画に駐車するための利用証が交付されます。

- ◆対象者 身体障害者 １～６級(等級程度により要件が定められています。)
知的障害者 A1・A2
精神障害者 １級
- ◆受付窓口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116）
（FAX:0263-52-7732）

(11) 駐車禁止規制の適用除外

障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たしている場合は、駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

- ◆対象者 身体障害者 １～４級(等級程度により要件が定められています。)
知的障害者 A1
精神障害者 １級
- ◆受付窓口 塩尻警察署（電話：0263-54-0110）

6 税金

(1) 所得税、市・県民税に関する所得控除

所得税、市・県民税の計算の基礎となる所得から控除が受けられる場合があります。
控除の種類や要件は次の窓口で直接お尋ねください。

- ◆窓 □ 【所得税】 松本税務署（電話 0263-32-2790 音声案内）
【市・県民税】 税務課 市民税係（内線：1132～1134）

(2) 自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

障がい者が、4月1日現在又は新規登録時に所有し、かつ使用する自家用車について、税の減免が受けられる場合があります。

※減免には、障害程度の区分等の要件及び減免申請できる期限があります。また、同一生計証明書等が必要となる場合がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

- ◆窓 □ 【自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）】
 中信県税事務所（電話：0263-40-1905）
 【軽自動車税（種別割）】
 税務課 市民税係（内線：1133・1134）

(3) 利子等の非課税

- | | |
|--------|---|
| ◆内 容 | <p>一定の手続きにより、預け入れた預貯金等及び購入した小額公債については、それぞれの制度につき元本３５０万円を限度として利子等が非課税になります。</p> <p>※郵政民営化法の施行前に障がい者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税が適用されます。</p> |
| ◆対 象 者 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている方 |
| ◆窓 口 | <p>ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社などの金融機関</p> |

7 その他

(1) NHK放送受信料の減免

次に該当する場合、NHK放送受信料が減免されます。

対 象 要 件	減 免
視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主（※注 1）で、放送受信契約者の場合	半額免除
重度の障害者手帳（※注 2）をお持ちの方が世帯主（※注 1）で、放送受信契約者の場合	
公的扶助受給者（生活保護法による扶助を受けている場合など）	全額免除
受信契約者と同一の世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税である場合	

※注 1 住民基本台帳法にいう世帯主（住民票上の世帯主）

※注 2 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級

◆申込方法 窓口申請書があります。**障害者手帳、印鑑**をお持ちください。

◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116・2123）
（FAX:0263-52-7732）

※制度についての詳細は、NHK ふれあいセンターへお問い合わせください。

（NHK ふれあいセンター 電話 0570-077-077 平日 9 時～20 時）

(2) ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、周囲の方へ援助や配慮を必要としている方に、ヘルプマークを配布します。

◆対象者 市内に居住しており、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方（本人または家族の申請に限る）

◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係
（内線：2115・2116・2123 FAX：0263-52-7732）

(3) FAX からの 1 1 9 番通報

FAX での緊急通報（火災及び救急要請）が、電話と同じ 1 1 9 番で松本広域消防局に送信できます。

◆対 象 者 電話からの火災や救急等の通報が困難な方

◆窓 口 松本広域消防局
（電話：0263-25-0119 FAX：0263-25-3987）

(4) NET119 緊急通報システム（聴覚障害者等特定）

聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方が、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を通じて、簡単な画面操作で火災や救急などの 119 番通報が行えるサービスです。（事前登録が必要です。）

- ◆対象者
 - ・障がい等により電話からの音声通話が困難な方
 - ・GPS機能を有したスマートフォン、タブレット等をお持ちの方で、その端末で電子メールの送受信が可能な方（従来型の携帯電話（ガラケー）ではご利用いただけません。）

◆登録方法及び窓口

①檜川地区以外にお住いの方

利用する方のスマートフォン等から、右の QR コードを読み込んで、空メールを送って登録してください。

※Web 申請が難しい方は書面での利用登録ができます。窓口で登録申請書を提出していただくか、郵送又は FAX してください。

※従来の Web 119 システムは、令和 6 年 12 月 25 日をもって、サービス提供を終了します。



空メール QR コード

- ◆窓口 松本広域消防局 通信指令課
(電話・FAX：0263-25-6108)

②檜川地区にお住いの方

木曽広域消防本部へ、登録するスマートフォン等をお持ちの上、利用登録申請兼同意書を提出・登録することで、利用できます。

- ◆窓口 木曽広域消防本部 消防課 総務係
(電話：0264-24-3119 FAX：0264-24-2929)

(5) 言語及び聴覚障害者 FAX110番・110番アプリシステム

言語及び聴覚障がい者等の方が、事件や事故にあった場合に警察への通報手段として、FAX 又はスマートフォン等からのインターネット接続による文字や画像で、110番通報ができます。

- ◆対象者 言語及び聴覚障がい者等

◆送信方法

- ・FAX による 110 番通報（事前登録不用）

FAX 用紙に事件名、発生場所、発生時間、状況、送信者の住所・氏名・年齢・FAX 番号・現在地等を記入し、「0120-760-110」へ送信します。

- ・110 番アプリシステム

警察庁 Web サイト・110 番アプリシステムからアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録して利用できます。

- ◆問い合わせ 長野県聴覚障がい者情報センター（長野市）
(電話：026-295-3530 FAX：026-295-3567)

（６）日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者の方などが、介護等の福祉サービスを利用する際に、不利益を受けたり、トラブルを生じることがないように、福祉サービスの利用手続きの代行などの援助を行います。

- ◆内 容 福祉サービスに関する情報提供
福祉サービス利用手続きの代行などの援助
福祉サービスの利用料支払いに関する援助
日常生活に必要な預貯金の出し入れ等の援助
年金や手当の受け取りに関する援助
苦情解決制度の利用手続き
- ◆窓 口 塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター
(内線：2212・2213 直通電話：0263-52-2795)
(FAX:0263-53-5058)

（７）生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的な自立、生活意欲の助長、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう低金利又は無利子で必要な資金をお貸しする制度です。

詳しい貸付要件等は、担当窓口へお問い合わせください。

- ◆貸付対象 低所得者世帯、又は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、65 歳以上の高齢者が属する世帯
- ◆窓 口 塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター
(内線：2212・2213 直通電話：0263-52-2795)
(FAX:0263-53-5058)

（８）避難行動要支援者の登録

災害時に自力で避難することが難しい在宅の方で、家族等による必要な支援がすぐに受けられない方を対象に、ご本人が支援および登録を希望される場合、「避難行動要支援者名簿」に登録します。この名簿により地域住民（区長、常会（組）長、民生児童委員、消防団など）が要配慮者の住所や状況などをあらかじめ把握でき、災害時の情報伝達や避難支援をより円滑、迅速に行うことができるようになります。

- ◆対象者
 - ・65 歳以上で一人暮らしの方・65 歳以上の方のみで構成される世帯
 - ・身体障害者手帳をお持ちの方・療育手帳をお持ちの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
 - ・上記の項目には該当しないが、要支援者として登録を希望する方
- ◆窓 口 地域共生推進課 地域福祉係(内線：2112 FAX:0263-52-7732)

（９）ごみ袋の支給

紙おむつを日常的に使用し、次の要件のいずれかに該当する者がいる世帯に、ごみ処理手数料の負担を軽減するため、もえるごみ指定袋を支給します。

- ◆要件 ①障害者手帳の交付を受けた者
②要介護・要支援の認定を受けた者
③２歳の誕生日に達するまでの者

- ◆支給内容 １人あたり年６０枚（２５ℓ袋）を申請要件に応じ、次の期間分支給します。

- ・要件①１年分
- ・要件②最大１年分

申請日から認定の有効期間が１年未満の場合、月割計算して支給します。

- ・要件③最大２年分

転入等による途中申請で、２歳になるまでの期間が２年未満の場合、月割計算して支給します。

※要件①②に関しては、１年又は支給期間経過後、再申請が可能です。

※希望が４５ℓ袋の場合、支給枚数は２５ℓ袋の半分です。

- ◆窓 □ 生活環境課 廃棄物対策係（内線：１１１１・１１１２）

（１０）図書館の資料提供サービス

聴覚障がい者用に字幕・手話入りビデオテープ、DVDを貸し出しています。

視覚障がい者など活字の本が読めない方に、点字図書や音声資料の貸し出し、対面朗読をしています。視覚障がい者へはデジとしょ信州（電子図書館）アクセシブルライブラリーの提供もしています。

- ◆窓 □ 塩尻市立図書館（内線：４１０１～４１０６）
（直通電話：０２６３-５３-３３６５ FAX:０２６３-５３-３３６９）

（１１）携帯電話基本使用料等の割引

障害者手帳の交付を受けている場合等、携帯電話の基本使用料等の割引があります。詳しくは携帯電話各社の窓口へお問い合わせください。

- ◆窓 □ 携帯電話各社の取扱店

（１２）青い鳥郵便葉書の無償配布

通常郵便葉書「くぼみ入り」、「無地」又は「インクジェット紙」２０枚が無償で配布されます。

- ◆対象者 身体障害者手帳 １、２級 療育手帳Ａ１、Ａ２
◆申込方法 毎年４月から５月にお近くの郵便局で所定の用紙に必要事項を記入し、手帳を提示して申し込みます。（郵便による申し込みも可能）
◆窓 □ お近くの郵便局

8 相 談

(1) 行政機関等の相談窓口

【市関係機関】

担 当	窓 口 ※	内 容	連絡先等
塩尻市役所	本		代表 0263-52-0280
福祉支援課 障がい福祉係 (保健福祉センター 1階)	保④	心身障がい者に関する事 障害者総合支援法に関する事	内 線: 2115・2116 2123 FAX: 52-7732
福祉支援課 生活支援係 (保健福祉センター 1階)	保⑤	生活保護に関する事 生活困窮に関する事	内 線: 2114 FAX: 52-7732
福祉支援課 福祉給付係 (保健福祉センター 1階)	保③	福祉医療に関する事 各種手当に関する事	内 線: 2164・2165 FAX: 52-7732
地域共生推進課 地域福祉係 (保健福祉センター 1階)	保①	地域福祉に関する事	内 線: 2112 FAX: 52-7732
健康づくり課 保健予防係 (保健福祉センター 2階)	保⑦	精神保健に関する事 各種健康相談に関する事	内 線: 2145・2146 2141・2142 FAX: 53-3613
学校教育課 児童生徒支援係 (総合文化センター 1階)	総⑧	就学に関する事	内 線: 3113・3114 FAX: 52-4354
学校教育課 学校運営係 (総合文化センター 1階)		児童館、児童クラブに関する 事	内 線: 3116・3117 FAX: 52-4354
保育課 保育企画係 (総合文化センター 1階)	総⑩	保育園等子育て支援に関する 事	内 線: 3171・3173 3174 FAX: 52-0643
こども未来課 こども未来応援係 (総合文化センター 1階)	総⑦	ひとり親に関する事	内 線: 3182・3183 直通: 52-7313 FAX: 52-0642
こども未来課 こども家庭相談係 (総合文化センター 1階)		子育て、養育等相談に関する 事	内 線: 3186 直通: 52-0891 FAX: 52-0642
こども未来課 元気っ子・若者サポート係 (総合文化センター 1階)		就学、若者の相談に関する事 と	内 線: 3189 直通: 52-0891 FAX: 52-0642
市民課 国保年金係 (本庁 1階)	本③	国民年金、障害年金に関する事 国民健康保険、後期高齢者医 療に関する事	内 線: 1125～1128
税務課 市民税係 (本庁 1階)	本④	軽自動車税に関する事 市・県民税に関する事	内 線: 1132～1134 FAX: 53-8180
長野県住宅供給公社 塩尻管理センター (総合文化センター 1階)	総③	市営住宅の入居、住宅の設備 等に関する事	内 線: 3190
塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター (保健福祉センター 2階)	保⑨	日常生活自立支援事業、福祉 車両の貸出、生活福祉資金に 関する事	電 話: 52-2795 FAX: 53-5058
障害者福祉センター (すみれの丘 広丘野村 1788-86)		障がい者の相談に関する事	電 話: 54-3114 FAX: 54-6296
塩尻市生活就労支援センター まいさぼ塩尻 (保健福祉センター 2階)	保⑨	経済的に困っている方の生活 や就労の相談に関する事	電 話: 52-0026 FAX: 52-0067

※ 施設省略表記の参考 本：市役所本庁舎、保：保健福祉センター、総：総合文化センター

【国・県等関係機関】

担 当	内 容	連絡先等
松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 (県松本合同庁舎内)	精神保健に関すること 難病に関すること	電話：40-1937
松本保健福祉事務所 福祉課(県松本合同庁舎内)	補助犬の相談に関すること	電話：40-1913
中信県税事務所 (県松本合同庁舎内)	自動車税、自動車取得税に関する こと	電話：40-1905
松本児童相談所 知的障害者更生相談所	児童福祉、障がい児に関すること 知的障がい者に関すること	電話：(代)91-3370
身体障害者更生相談所 (県総合リハビリテーション センター内)	身体障がいの補装具、施設入所、 更生相談等に関すること	電話：(代)(026) 296-3953
長野県住宅供給公社 松本事務所	県営住宅の入居に関すること	電話：(代)47-0240 FAX：47-8902
松本公共職業安定所	障がい者の雇用に関すること	電話：(代)27-0111
松本年金事務所	社会保険、厚生年金に関すること	電話：(代)32-5821
松本税務署	所得税等の申告に関すること	電話：(代)32-2790

(2) 障がい者総合相談支援センター

障がい児・者又はその家族からの障がいに関すること、生活に関することなど様々な相談等に応じ、専門員が必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービス等の利用支援等を行います。

名 称	所在地	利用時間	連絡先
ボイス	塩尻市大門六番町 4-6 (保健福祉センター 2階)	月～金 9:00～17:00	電話：51-5353 FAX：51-5363

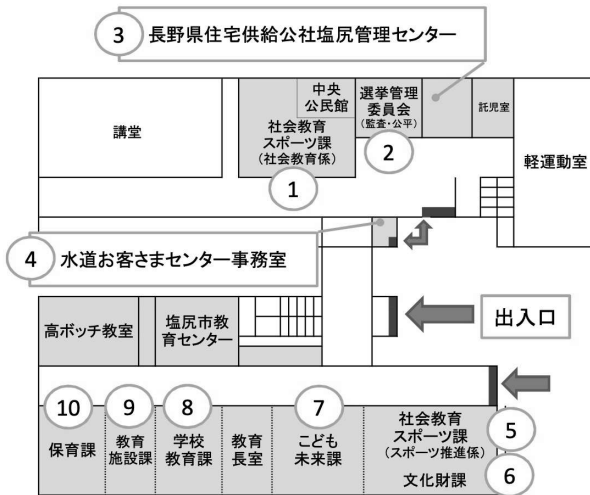
(3) 障がい者就業・生活支援センター

障がい者の就業等に関することの相談等に応じます。

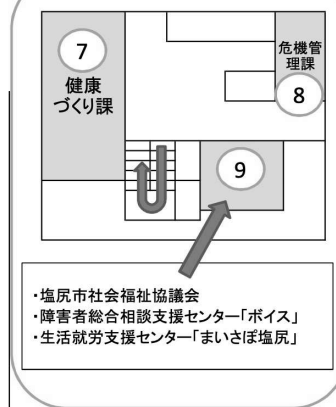
名 称	所在地	利用時間	連絡先
しえるば松本	松本市大字島立 1020 (松本合同庁舎 2階)	月～金 9:00～17:00	電話： 080-4178-6678

塩尻市役所 庁舎周辺のご案内

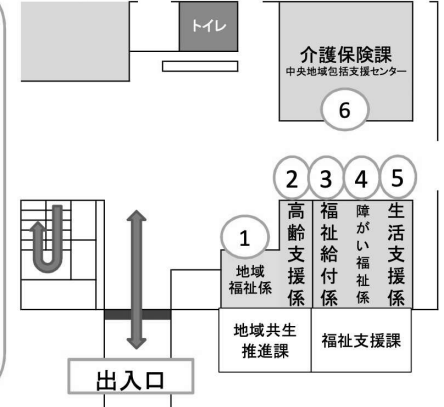
総合文化センター 1階



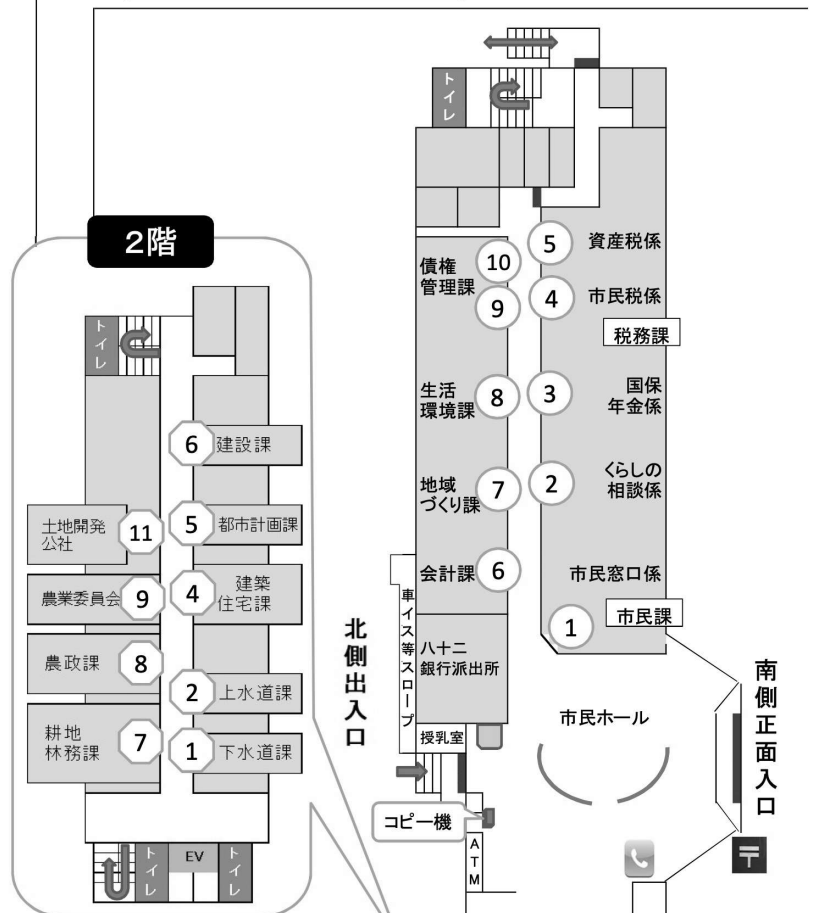
保健福祉センター 2階



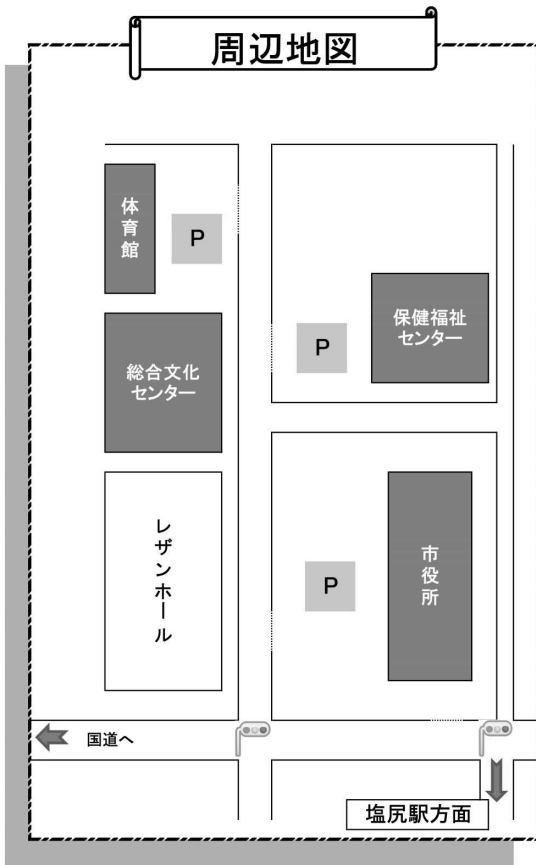
保健福祉センター 1階



市役所 本庁舎 1階



周辺地図



市役所 本庁舎 3階

・デジタル戦略課・企画課・財政課
・公共施設マネジメント課・総務人事課・秘書広報課

市役所 本庁舎 4階

議会事務局

市役所 本庁舎 5階

議会傍聴席・売店・食堂